

## 令和3年分の確定申告を予定されている方へ 申告書の作成・送信は国税庁ホームページから!!

### ◎パソコン、スマートフォンから国税庁ホームページにアクセスすることで、申告書が簡単に作成でき、e-Taxで送信または印刷して郵送できます

所得税などの申告書の作成は、国税庁ホームページ内の確定申告書等作成コーナーをご利用ください。画面の案内に沿って金額などを入力することにより、税額などが自動計算され、申告書を簡単に作成することができます。

作成した申告書は e-Tax で送信または印刷して郵送することで、自宅から申告できます。

※令和3年分の確定申告書等作成コーナーは、令和4年1月上旬公開予定です。

### ◎スマートフォンからe-Taxで送信できます

給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方などは、スマートフォンでも見やすく入力のしやすい「スマホ専用画面」をご利用いただけます。

スマートフォンで作成した申告書は、「マイナンバーカード」または税務署から発行された「ID・パスワード」を使って e-Tax で送信できます。

## 令和3年分の確定申告からさらに便利になります!!

### ▶パソコンで申告書を作成される方も、ICカードリーダーがなくても、e-Taxで送信できるようになります

パソコンの画面上に表示されたQRコードをスマートフォンで読み取れば、ICカードリーダーがなくても、マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できるようになります。

### ▶スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票の内容を自動入力することができるようになります

スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影することにより、金額や支払者情報などの記載内容を直接入力しなくても、自動で入力されるようになります。

### ▶「スマホ専用画面」の対象範囲が拡大されます（※は令和3年分確定申告から対応予定）

【対象所得】給与所得、雑所得、一時所得、※特定口座年間取引報告書（上場株式等の譲渡所得等・配当所得等）、※上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分）

【各種控除等】すべての所得控除、政党等寄附金特別控除、災害減免額、※外国税額控除、予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額

### ▶申告書に自動入力されるマイナポータル連携の対象が拡大になります

ふるさと納税、地震保険料などもマイナポータル連携の対象となり、情報をまとめて取得することで、申告書への自動入力が可能となります。詳しくは国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」（下記QRコード）でご確認ください。



マイナポータル  
連携特設ページはこちら

### 【お問い合わせ先】

詳しい情報は国税庁ホームページ（下記QRコード）をご覧ください。下記までお問い合わせください。

○e-Tax や確定申告書等作成コーナーなどについて

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570・01・5901

○マイナンバーカード・ICカードリーダーの設定などについて

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120・95・0178



国税庁ホーム  
ページはこちら